

新型コロナウイルス発生に伴う通学定期券の払い戻しについて

小学校・中学校・高校・特別支援学校の通学定期券については、以下のとおり払い戻しをいたします。

1 この取扱いの対象

通学先の学校（小学校・中学校・高校・特別支援学校）が臨時休校となったため、2020年2月28日以降、有効期間が1カ月以上残っている通学定期券（1・3・6カ月）の払い戻しを希望されるお客様

2 払い戻しの特例

- (1) 特例によりそのお申し出日に関わらず、2020年2月28日を最終使用日とみなして1カ月単位で計算した額を払い戻し（所定の手数料がかかります）いたします。
- (2) 当該通学定期券の購入日から1年間以内であれば払い戻しが可能です。

3 留意事項

- (1) 2月29日以降に当該通学定期券を使用された場合は、このお取り扱いができません。
- (2) 年間通学定期券及び学期通学定期券は対象とはなりません。
- (3) 大学生相当（大学・短大・専門学校等）の通学定期券については、通常どおり、窓口にお申し出いただいた日を最終使用日として計算した額を払い戻し（所定の手数料がかかります）いたします。

○お問合せ先

万葉線株式会社 軌道課 0766-22-1196